



過少資本税制を理解しましょう。

台湾の過少資本税制について

過少資本税制は、所得税法の第43-2項で、規定されています。

「2011年以降、営利企業の資本に対する関連当事者の負債の割合が所定の率を超える場合、超過利息は費用又は損金として算入してはならない。」

台湾財務省は、所定の負債資本倍率を現状3:1に設定しています。この規制により、国内外の事業者が台湾国内の会社に対し超過融資を行うことは禁止されませんが、関連当事者からの超過融資に対する利息は税務上、損金不算入と扱われます。

事例

A社が関連当事者から4億台湾ドルを借り入れた。A社の資本は1億台湾ドルである。この場合、負債資本倍率は4:1となり、過少資本税制で定める率を超えています。当該年度の超過利息が2,000万台湾ドルであるとする、超過融資に対する利息は次のように計算することができます。

関連当事者に対する融資に係る支払利息 × (1 - 標準負債資本倍率/実際負債資本倍率) = 損金不算入となる貸付金の金額

2,000万 × (1-3/4) = 500万

上述の例では、500万台湾ドルの支払利息が損金不算入となります。

セイフハーバールール

納税者にとってのコンプライアンス費用および税の徴収費用の削減を目的として、台湾の税務署よりセイフハーバールールを設けています。下記の基準のうちいずれか1つを満たす会社は、過少資本税制の適用が免除されます。

- 年間売上高および営業外収入の合計が3,000万台湾ドル以下である。
- 関連当事者の負債に係る支払利息および非関連当事者に係る支払利息のいずれもが年間で400万台湾ドル未満である。
- 当該年度の課税所得（支払利息を除く）がマイナスである。

Grant Thornton Taiwanの税務チームは、企業が関連規則を遵守し、税負担を軽減するためにタックスプランニングの機会を活用できるよう支援いたします。過少資本税制に関してご質問がある場合、またはその他の税務に関して相談を希望される場合は、担当者にご連絡ください。

Jay Lo

T +886 2 2789-0887 ext 314
E jay.lo@tw.gt.com

Norio Yokoyama (横山憲夫)

T +886 2 2789 0887 ext 102
E norio.yokoyama@tw.gt.com

11575

台北市南港区忠孝東路六段21号5F
www.grantthornton.tw

本説明書は、当社の顧客および職員に対し情報を提供する目的でのみ概要を記載するもので、詳細なアドバイスを提供するものではありません。従って、当社に相談することなく本説明書記載の情報に基づき行動した者に発生する損失に関し、一切責任を負いません。

「Grant Thornton」とは、Grant Thorntonのメンバーファームが保険、税務、および助言サービスを顧客に提供する際に使用するブランド、またはメンバーファームを指します。Grant Thornton Taiwanは、Grant Thornton International Ltd (GTIL)のメンバーファームです。GTILおよびそのメンバーファームは国際的パートナーシップではありません。GTILおよびそのメンバーファームは別個独立の法人です。サービスは、各メンバーファームが提供します。GTILは顧客に対しサービスを提供することはありません。GTILおよびそのメンバーファームは互いに他法人の代理人となることなく、他法人の作為または不作為に関し責任を負いません。